「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則案に対する意見公募について」に対して寄せられた御意見につい て

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「条例規則」という。) の一部を改正する規則案について、令和5年11月17日から同年12月18日まで意見公募したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙に とりまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げるとともに、 今後とも横浜市政に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、条例規則第90条の5の改正については、横浜市規則等に係る意見公募 手続実施要綱第5条第4項第8号アに該当するため、意見公募の手続きは行っ ておりません。当該改正の概要は次のとおりです。

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成 18 年経済産業省・環境省令第3号)の一部改正に伴い、条例規則第90条の5第3号中の「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省令・環境省令第3号)第2条第4項」を「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省令・環境省令第3号)第2条第5項」に改めます。

意見の概要

- ・最初に、令和6年4月1日施行予定の横 浜市殿の六価クロム化合物に係る排水の許 容限度改正にあたり、電気めっき業の状況 を考慮していただき、電気めっき業に属す る特定事業所からの排出水への3年間の暫 定許容限度(0.5 mg/L)設定を予定し ていただいていることは、評価し感謝いた します。
- ・電気めっき業界において、六価クロム化 合物の排水基準強化に向けて、排水濃度の 実態調査などの取り組みを行っています が、排水処理において三価クロムに還元し ても六価クロムに再酸化される原因、メカ ニズムが明確にされていないなど、排水処 理の技術的にも解明できていない困難な課 題が残されている実情があります。これら の課題の解決策を見出すには、短期間では 困難と言えます。
- ・規制強化に対して、資本の小さい中小零 細企業での対応には時間を要し、現状では 一律基準の厳格化に対応できない事業所が 複数存在する上に、上記技術的な課題もあ り、現状、平均値や通常稼働では問題が起 こっていない事業所であっても、規制の厳 格化は経営的にも大きな負担となります。
- ・今後、各種の課題解決を目指すと共に、組合員の排水状況の把握を継続して行い、 六価クロム化合物排出水の一律基準を全組 合員で達成するまでの期間、暫定許容限度 (0.5 mg/L)及び暫定期間(5年間) の設定を要望いたします。

意見に対する対応方針又は考え方

本件暫定許容限度は、今般見直された水質汚濁防止法の六価クロム化合物の暫定排水基準と同様としております。国では、引き続き、排水濃度低減に向けた技術的り、排水濃度低減に向けた技術的りが表があるものと承知しておりを進めるものと承知しておりな検討の状況や本市内事業所の排水実態を考慮し、判断してまいります。